

令和5年度 福井県相談支援従事者初任者研修実施要領

1 研修の目的

本研修は、相談支援従事者研修実施要綱（平成18年4月21日付け障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、相談支援事業に従事する者に対し、相談支援に従事する者の資質の向上、相談支援事業の円滑な実施を図ることを目的として実施します。

2 研修期間および会場（予定）

区分1	区分2	研修期間	実施方法	会場（集合形式会場）
講義	講義	受講期限は コースごとに設定	Eラーニング	—
演習	演習①	令和5年10月4日(水) ～10月5日(木)	集合形式	きらめきみなと館 (敦賀市桜町1-1)
	実地 研修①	詳細については受講決定後お伝えします。		
	演習②	令和5年11月6日(月)	集合形式	鯖江市嚮陽会館 (鯖江市桜町2丁目7-1)
	実地 研修②	詳細については受講決定後お伝えします。		
	演習③	令和5年12月11日(月) ～12月12日(火)	集合形式	福井県社会福祉センター (福井市光陽2丁目3番22号)

※講義受講期限については、受講決定時にお伝えします。

3 実施主体

福井県

4 研修内容

別紙1「令和5年度福井県相談支援従事者初任者研修カリキュラム」に基づき、講義および演習を実施します。

5 研修対象者

(1) 全カリキュラム 7日過程

相談支援従事者として従事予定がある方のためのコース

* サービス管理責任者もしくは、児童発達支援管理責任者を目指す方のコースではありません。

次の①～②のうちいずれかに該当、かつア・イ・ウ全ての条件を満たしている方

- ① 相談支援専門員として、令和7年3月31日までに相談支援事業所（令和6年3月31日までに指定を受ける予定の事業所を含む）において相談支援業務に従事する予定があり、研修受講時点において実務経験（別紙2）を満たす者
- ② 市町等（行政）において、相談支援の業務に従事する者

ア 受講者自身が関わっている事例（現在関わっている事例に限る）についての課題（アセスメントシート、サービス等利用計画など）が提出できる。

イ 7日間および実地研修すべてに参加できる。

ウ 従事予定である団体（所属）の推薦を受けられる。

(2) 講義カリキュラム 2日過程

* サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者研修受講予定者のためコース

次の①～②のうちいずれかに該当する者

- ① 令和5年度サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者基礎研修を受講する予定があり、研修受講時点で研修受講にかかる実務経験（別紙3もしくは別紙4）を満たす者
- ② サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者基礎研修修了者のうち相談支援従事者初任者研修の講義カリキュラムが未受講の者であって、研修受講にかかる実務経験（別紙3もしくは別紙4）を満たす者

(3) 聴講カリキュラム 講義のみ聴講可能

現在相談支援業務に従事している者もしくは、サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者として従事している者のほか、相談支援業務についての知識を深めたい者

* オンラインによる講義の聴講のみ可能とします。研修会場に会場して聴講することはできませんのであらかじめ御了承ください。

〈留意事項〉

(1) 全カリキュラム7日過程について

- ① 実地研修の一つとして、従事予定地域を管轄している自立支援協議会に参加する研修を予定しています。そのため、従事予定地が明確でない方の受講は推奨され

ません。

- ② 別紙5「令和5年度福井県相談支援従事者研修について」も参考にお申込みください。
- ③ 受講対象者について、過去に相談支援従事者初任者研修を受講した方であっても、資格を喪失した方のほか、別紙5「令和5年度福井県相談支援従事者研修について」にて受講が推奨されている方は受講対象となります。
- ④ 個人からの申し込みは受付いたしません。

(2) 講義カリキュラム2日過程について

*すでに配置要件を満たしている方は聴講カリキュラムへお申込みください。

(3) 聴講カリキュラム 講義のみ聴講について

サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者の配置要件の一つである初任者研修（講義カリキュラム）の受講については、本コースを受講しただけでは修了したことになりませんので御注意ください。（(2) 講義カリキュラムへお申込みください）

6 研修定員

(1) 全カリキュラム

72名

(2) 講義カリキュラム

100名程度

(3) 聴講カリキュラム（オンラインによる聴講のみ）

定員の定めなし

*ただし、受講環境の都合上、受講人数に制限がかかるような場合はお断りする可能性があります。

7 受講者の推薦および受講の申込み

市町障がい者福祉主管課長、障害福祉サービス事業実施法人の長等は、受講させたい者について電子申請により申し込んでください。

(1) 電子申請について

下記研修案内ページにアクセスしていただき、ページに記載されている申込みにあたっての注意事項等を熟読し、福井県電子申請システムよりお申込みください。

*電子申請システムへの入り方は下記研修案内ページにて案内しています。

*カリキュラムごとに電子申請の入り口が変わりますので御注意ください。

【研修案内ページ】

福井県総合福祉相談所ホームページ<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/soudansyo/>

→「障害者総合支援法に基づく研修」

→「相談支援従事者初任者研修」

受講者の氏名・生年月日については修了証書等に記載しますので、記入漏れや誤字・脱字のないよう注意してください。例年間違えている方が必ずいらっしゃいます。必ず受講生御自身が確認のうえお申込みください。

受講決定通知の確認には、申請時に登録したE-Mailアドレス、パスワード、および申請完了後に通知された受付番号が必要になりますので、お忘れのないよう御注意ください。

(2) 申込期限

令和5年8月17日（木） 17：00

(3) 研修受講にかかる実務経験について

(全カリキュラム・講義カリキュラムのみ対象)

市町障がい者福祉主管課長、障害福祉サービス事業実施法人の長等は、申し込みにあたり必ず事前に受講対象者にかかる実務経験を正確に確認したうえでお申し込みください。

○必要となる実務経験について御不明な場合は各指定権者までお問い合わせください。

*総合福祉相談所では事業所指定にかかる業務は行っていません。必要となる実務経験についてのお問い合わせにはお答えいたしかねますのであらかじめ御了承ください。

○研修修了後に、申告した内容に誤り・虚偽があり本要領に反するものであることが判明した場合、本研修の修了を取り消しますのであらかじめ御了承ください。

8 受講者の決定および参加証の交付

(1) 受講者は、申込みのあった者の中から「5 研修対象者」に記載の優先順位に基づき福井県が決定します。

(2) 受講決定の通知は受講申込みを行った電子申請システム上にて行い、これを参加証に代えるものとします。電子申請システムからE-Mailアドレス宛に受講決定通知登

録のお知らせをしますので、E-Mail本文に記載されているURLをクリックし、受講の可否等を確認してください。

9 修了証書等

- (1) 全カリキュラムを修了した者には、修了証書を交付します。
- (2) 講義カリキュラムを修了した者には、受講証明書を交付します。
- (3) 各カリキュラムの時間数は国の告示にて定められているため、遅刻・欠席・早退のほか、提出課題の不備等で受講が認められなかった場合は、修了証書もしくは受講証明書を交付しません。また、研修の進行を妨げる場合や事務局の指示に従わない場合は、その後の研修への参加を認めないことがあります。

*聴講カリキュラムの受講者には、修了証書等は交付しません。

10 受講料

無料。ただし、テキスト代は受講者の負担とします。

*テキストについては受講決定の際お知らせいたします。

11 その他

- (1) 研修申込みに伴う個人情報、本研修の実施に伴う業務において使用するほか、障害者総合支援法で指定相談支援事業者の指定権者が市町村長となっていること等に鑑み、研修修了者等の情報を福井県内市町の障がい者福祉担当部署と共有しますのであらかじめ御了承ください。加えて、各自立支援協議会にて実地研修を実施する関係上、関係機関と情報を共有する可能性がありますのでこちらもあわせて御了承ください。
ただし、聴講カリキュラム受講生の個人情報は、研修の実施に伴う業務にのみ利用します。
- (2) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になろうとする方は、本研修の講義カリキュラムを受講するとともに、サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者基礎研修を受講する必要があります。サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者基礎研修の開催案内および申込みは、令和5年7月下旬～8月上旬ごろに別途通知します。
- (3) 今後の情勢等により、日程の変更や延期・中止となる可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。また、洪水・大雨・暴風雨（雪）警報が発令される場合は延期を検討し、研修前日18時までに福井県総合福祉相談所のホームページ内に記載します。

【福井県総合福祉相談所のホームページ】

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/soudansyo/>

1 2 問い合わせ先

*お問い合わせは電子メールにてお願いします。

- (1) 研修内容・申込みについて
福井県総合福祉相談所 障がい者支援課（担当：高澤）
E-Mail：sgk-info@pref.fukui.lg.jp
- (2) 実務経験や事業申請等について
福井県 健康福祉部 障がい福祉課 自立支援G
E-Mail：syogai@pref.fukui.lg.jp